

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八 一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十一月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八 一八 三一

人事院規則八 一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八 一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（採用試験の種類ごとの名称）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（採用試験の種類ごとの名称）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一〇十四（略）

十五 対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第一号イに規定する者に対して行

う採用試験 海上保安官採用試験

十六 対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第一号ロに規定する者に対して行

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一〇十四（略）

十五 対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第二号に規定する者に対して行

う採用試験 海上保安官採用試験

十六 対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第三号に規定する者に対して行

<p>う採用試験 海上保安大学校学生採用試験</p> <p>十七 対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第<u>二条第三項第一号</u>に規定する者に対して行う採用試験 海上保安学校学生採用試験</p> <p>4 (略)</p>	<p>採用試験 海上保安大学校学生採用試験</p> <p>十七 対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第<u>二条第三項第三号</u>に規定する者に対して行う採用試験 海上保安学校学生採用試験</p> <p>4 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。